

## 第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

## 第2 審査請求及び諮問の経緯

### 1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成29年9月15日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：平成29年8月21日付け開示請求に対し、開示された鳴総第139号の公有財産の使用について（伺）について

- 1 申請人住所の訂正黒塗り及び氏名が明神地区自治振興会から手書き明神越浦集会所運営協議会に訂正された理由及び訂正人が分かる文書
- 2 鳴門市が鳴門市瀬戸町明神字越浦137の土地を貸借契約書の第6条（転貸の禁止）について、当該土地の住民へ賃貸しを鳴門市が承諾したことが分かる文書

### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年9月27日に該当する公文書を下記の文書と特定し、申請人住所及び氏名が明神地区自治振興会から明神越浦集会所運営協議会に訂正された理由が分かる公文書は不存在としたうえで、条例第7条第2号に該当する情報（個人の氏名）及び条例第7条第3号に該当する情報（法人その他の団体に関する情報）に係る部分を不開示とし、残りの部分について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：鳴門市瀬戸町明神字越浦137の土地の不動産賃貸借契約に係る起案文書一式

### 3 審査請求

平成29年10月10日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

### 4 諮問

平成29年11月6日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定を取り消し、全部開示を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

当該土地の公有財産使用伺における申請人氏名が明神地区自治振興会から明神越浦集会所運営協議会に変更されているが、その訂正日及び訂正理由の開示を求める。公有財産使用伺決定理由には「明神地区自治振興会より駐車場用地として利用するため、公有財産使用申請書が提出された。」と記載されているが、平成23年7月27日付けで明神越浦集会所運営協議会から提出された公有財産使用申請書との整合性がない。

また、当該土地の転貸を鳴門市が承諾したことが分かる文書は、公有財産使用伺決定理由に「明神地区自治振興会より駐車場用地として利用するため」と記載があるため、転貸の約定はないとしているが、当該土地を第三者に対し有償で貸していることを考慮すると何らかの約定が必要と考える。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

申請人氏名が訂正された理由が分かる文書については、本市に当該文書は存在せず、開示できる文書が存在しない。また、転貸を承諾したことが分かる文書については、申請人から提出された公有財産使用申請書に申請理由が記載されており、それに対して公有財産使用決定を行ったことが転貸を承諾したことになると考えるため、これ以外に開示できる文書が存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件対象公文書について

本件開示請求は、①公有財産使用伺における申請人住所及び氏名が明神地区自治振興会から明神越浦集会所運営協議会に訂正された理由、②当該文書の訂正人、③当該土地を第三者に転貸していることを市が承諾したことが分かる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、①公有財産使用伺における申請人住所及び氏名が明神地区自治振興会から明神越浦集会所運営協議会に訂正された理由が分かる文書について不存在とし、②及び③について本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、条例第7条第2号及び第3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、公有財産使用伺における申請人住所及び氏名の訂正、当該伺の決定理由における申請人氏名の誤りについて、当該行政事務手続きが杜撰であり、訂正された理由を明らかにすべきである旨主張している。

また、公有財産使用における不動産賃貸借契約において、転貸の事実があるならば、転貸を承諾するための手続きが別途必要であることについても主張している。

そこで、当審査会としては、実施機関が本件対象公文書を不存在及び一部開示決定としたことの妥当性について審査する。

### 2 本件対象公文書が不存在であることの妥当性について

審査請求人は、①公有財産使用伺における申請人住所及び氏名が明神地区自治振興会から明神越浦集会所運営協議会に訂正された理由が分かる文書では、明神越浦集会所運営協議会会長名で公有財産使用申請書が提出されているにもかかわらず、申請人を明神地区自治振興会会長名で起案後、当該起案において明神越浦集会所運営協議会会長名に訂正されていること自体が不自然であ

り、その訂正された理由を示す文書の開示を求めている。

実施機関の説明によると、①について、公有財産使用伺における申請人住所及び氏名が明神地区自治振興会から明神越浦集会所運営協議会に訂正された理由を示した文書は作成していないとのことである。

当該文書は、鳴門市文書管理規則第17条第6号において、「起案文書を加筆訂正したときは、その箇所に加筆訂正者が認印すること」とあり、当該規則に従い、公有財産使用伺における申請人住所及び氏名を訂正したものである。

当該文書の内容上、訂正した理由を文書で残すことについて、法的に義務付けられたものではないことからすれば、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

したがって、審査請求人が求めている本件対象公文書は存在するものと推認することはできない。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、③当該土地を第三者に転貸していることを市が承諾したことが分かる文書について、不動産賃貸借契約書において、転貸等の禁止が示されているにもかかわらず、申請理由の中に第三者に賃貸する旨の記載があり、それに対して公有財産使用決定を行ったことが転貸を承諾したことになるといふ判断について、公有財産管理上、許されるものではないため、転貸を承諾するための約定が必要であると主張している。

実施機関の説明によると、申請人から提出された公有財産使用申請書において申請理由が記載されており、それに対して決定を行ったことが転貸を承諾したことになると考えるため、これ以外に開示できる文書は存在しないとのことである。なお、現在、当該契約は満了しており、転貸の事実はなく、審査請求人もその事実を認識している。

不動産賃貸借契約における転貸の承諾について、文書で残すことが法的に義務付けられたものではないことからすれば、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、審査請求人が求める公文書は存在するものと推認することができない。

したがって、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成29年11月 6日	諮問書の受理
11月28日	実施機関理由説明書の受理
12月12日	審査請求人意見書の受理
平成30年 1月10日	・ 審議
6月26日	・ 審査請求人による口頭意見陳述 ・ 実施機関による理由説明の聴取 ・ 審議
8月31日	・ 審議
9月 5日	・ 答申